

**鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金
(7月8日からの休業要請版)に関するよくあるご質問 Q & A**

※Q & Aは随時更新してまいります。

令和2年 7月 7日

<申請者要件について>

Q 1. 協力金の申請者の要件を教えてください。

A. 次の全ての要件を満たす方となります。

① 申請者は県内に事業所（基本的に休業の協力を要請する施設（以下、「要請対象施設」という。）を有し、次のいずれかに該当するものとします。

- ・ 中小企業基本法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であって大企業が実質的に経営に参加していない会社又は個人
- ・ その他

※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。

② 申請者が、県の休業要請（期間：令和2年7月8日（水）から同年7月21日（火）までの間）に応じて、休業にご協力いただいていること。

③ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

Q 2. 中小企業基本法第二条第一項各号に掲げる中小企業者とは？

A. 中小企業基本法では、「中小企業者」について以下の表のように規定していますので、法人形態が会社の方は、ご自身の「資本金の額等」や「常時使用する従業員の数」の状況について確認してください。

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業，建設業，運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 遊興施設はサービス業

Q 3. 鹿児島県外に本社があり県内に事務所（要請対象施設）がある場合、事務所を休業すれば、協力金の対象となりますか？

A. 県内の事業所（要請対象施設）が要請に応じて休業すれば対象となります。

Q 4. 休業要請を受けていない施設が自主的に休業した場合は対象となりますか？

A. 県の要請に応じていただいた方への協力金ですので、休業要請を受けていない施設の自主的な休業については対象となりません。

Q 5. まだ開店して間もないが、今回の休業要請に応じた場合は対象となりますか？

A. 令和2年7月7日（水）以前に営業していることが確認できる場合は、対象となります。

Q 6. 要請対象施設を複数営業展開していますが、全店舗を休業としないと協力金は支給されないのですか？

A. 要請対象施設を特定する必要がありますが、複数施設のうち1施設でも休業している場合は対象となります。なお、店舗間の休業のローテーションは不可です。

<休業要請期間について>

Q 1. 休業要請の期間はいつからいつまでですか？また、いつから協力金の申請受付が開始されますか。

A. 令和2年7月8日（水）から7月21日（火）の14日間です。
また、協力金の申請受付については、休業要請期間終了後と考えており、具体的には今後決まり次第、お知らせいたします。

Q 2. 令和2年7月8日（水）から7月21日（火）までの全ての期間で休業していないと、協力金は支給されないのですか？

A. 令和2年7月8日（水）午前0時から7月21日（火）までの全ての期間において休業にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。
ただし、休業要請に間に合わず、7月8日（水）に休業の準備等を実施し、やむを得ず7月9日（木）から休業を開始される場合も対象となります。

<申請手続きについて>

(1) 手続き全般

Q 1. 申請書類はどこで入手できますか？

A. 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（7月8日からの休業要請版）の申請書等の指定様式は、申請要領とあわせて、改めてリリースさせていただく予定です。協力金の申請受付については、休業要請期間終了後と考えており、具体的には今後決まり次第、お知らせいたします。

Q 2. 申請期間を教えてください。

A. 協力金の申請受付については、休業要請期間終了後と考えており、具体的には今後決まり次第、お知らせいたします。そのため、申請期間についても同様です。なお、前回同様、簡易書留やレターパックで申請していただくこととしております。

Q 3. なぜ、簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか。県庁の出先機関に持参してよいですか？

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮ください。万一、申請書類がこちらに届かない状況が生じた場合も、申請者において郵便物を追跡確認できるように、簡易書留やレターパックでお願いします。

Q 4. 休業をしていることが分かる書類とはどんなものですか？

A. 休業要請に応じて7月8日（水）から7月21日（火）まで休業したことが分かる書類としては、休業の告知チラシを店頭掲示している外観写真や、その告知チラシ、自社ホームページ画面の写しなどです。複数施設を運営している場合は、各施設ごとに資料をご準備ください。休業する事業者等の名称や状況（休業期間）が分かるようにお願いします。